

令和 7 年度(2025 年度) 地 域 に お け る 防 犯 活 動 の 支 援 概 要



はじめに

町会・自治会・管理組合等の皆様には、日ごろから、本市の行政全般にわたり、ご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

市では、皆様の自主的な防犯活動への支援を行っています。

皆様が、安全かつ効果的な自主防犯活動を実施していただく上で、本書をご活用いただければ幸いです。

目次

1	パトロール用品の貸与・・・・・・・・・・・・・・・・	3 頁
2	防犯ボランティア保険への加入・・・・・・・・	6 頁
3	地域防犯リーダー養成講習会の開催・・・・・・・・	9 頁
4	地域防犯リーダー養成講習会フォローアップ研修会の開催・・	10 頁
5	防犯カメラの設置補助・・・・・・・・・・・・・・・・	11 頁
6	出前講座《『防犯』をはじめよう》・・・・・・・・	12 頁
7	自主防犯パトロール活動推進写真展の開催・・・・・・・・	13 頁
8	自主防犯活動優良団体の認定・・・・・・・・	14 頁
9	青色防犯パトロール実施手続の流れ・・・・・・・・	15 頁



I パトロール用品の貸与

パトロール用品を無償で貸与しています(4、5 頁参照)。

料金はかかりません。皆様に大事に使っていただきたいとの思いから、市が購入した際の金額を掲載しております。

- ・数に限りがありますので、現在の貸与数の在庫確認を行った上で、必要数を検討し、ご申請ください。
- ・貸与物品の管理は、各町会・自治会長の責任において、行っていただきます。古くなった、破損した、使わなくなった等の物品は、ご返却ください。なお、交換も可能です。

(1)申請の方法

希望団体は、別紙1『防犯活動支援物品貸出申請書』に希望数量を記入し、市役所1階防犯課窓口までご持参ください。その場でお渡しします。

また、郵送での物品の貸与を希望する場合は、その旨を記載して郵送またはFAXで申請書をお送りいただければ、宅配便等の着払いにて送付いたします。

※在庫が少ない一部の物品について、お待ちいただく場合があります。

※貸与物品の受領時は、物品を入れる大きめの袋をご持参ください。

※市ホームページにおいて様式のダウンロードが可能です。

八王子市トップページ → もしもの時のために → 防災・防犯情報 → 防犯情報
→ 町会・自治会・管理組合への支援 → 地域における防犯活動の支援概要

二次元コードはこちら→



(2)町会・自治会以外の団体について

地元の老人会や青少年対策地区委員会、PTAなどの団体については、町会・自治会からの申請によりパトロール用品の貸与を行うことができます。

【パトロール用品一覧】

物品	反射帯ベスト  (約 1,500 円)	腕章（緑色）  (約 400 円)
貸与目安	活動者数に応じて	活動者数に応じて
概要	緑ナイロンメッシュ生地に「防犯パトロール」の文字入り反射帯がついたベスト	反射緑色生地に「防犯パトロール」の文字が入った腕章
物品	帽子  (約 500 円)	青色合図灯  (約 1,700 円)
貸与目安	活動者数に応じて	同時にパトロールを行う班数×2
概要	蛍光黄緑色のメッシュ生地に「防犯」の文字が入った帽子	青色のLEDが発光する合図灯 電池は各団体でご用意ください

物品	マグネットパネル  (約 1,200円)	青色回転灯  (約 8,000 円)
貸与目安	カーパトロールを行う台数×2	青パト活動が可能車両の台数
概要	蛍光黄色のマグネット状のステッカー(車両貼付用) 大きさ 50×17cm ※貼付けたまま放置すると車体の色褪せが生じる可能性がありますのでご注意ください	車両に取付ける回転灯 ※使用にあたっては、必要な手続きがあります(15 頁参照)
物品	拍子木  (約 1,900 円)	自転車プレート  (約 300 円)
貸与目安	同時にパトロールを行う班数程度	活動している自転車の台数
概要	「火の用心」のイメージがありますが音による防犯効果も期待できます	自転車の前かごに取り付ける「防犯パトロール」の文字が入った緑色反射生地プレート

～腕章(子供見守り)の配布について～

東京都(都民安全課)が、通学路等における子供の安全確保を目的として作成しました。

○貸し出しではなく差し上げます

○数に限りがあるため、なくなり次第終了



〈 見 本 〉

申し込みは必要ありません。希望する団体は、市役所1階防犯課窓口までお越しください。その場でお渡しします。

また、郵送(※着払い)を希望する場合は、防犯課へ電話でご連絡ください。

2 防犯ボランティア保険への加入

地域の皆様が安心して防犯活動に参加していただけるよう、その活動中の不慮の事故に備え、市で保険に加入しています。

※ 学校安全ボランティアの方については、今年度より変更点がありますので、8 頁をご確認ください。

(1) 加入手続きについて

次の書類に記入のうえ、以下の提出期限までに窓口、郵送、E メール、FAX でご提出ください。

(※多数の皆様の個人情報に記載されているため、E メール、FAX での提出の際は、誤送信にご注意ください。)

①別紙2-1「令和 7 年度(2025 年度)防犯ボランティア保険加入申込書」

②別紙 2-2「令和 7 年度(2025 年度)防犯ボランティア保険加入申込書」(つづき)

(別紙 2-2 は、申込書に登録者を書ききれない場合のみ必要)

※ 市ホームページにおいて様式のダウンロードが可能です。

八王子市トップページ → もしもの時のために → 防災・防犯情報

→ 防犯情報 → 町会・自治会・管理組合への支援

→ 地域における防犯活動の支援概要

二次元コードはこちら↓



提出期限：令和 7 年(2025 年)8 月 1 日(金)

(期限後も随時受け付けます)

◆ 申し込みについては、この様式によらなくても結構ですが、必ず全員の「氏名」と「住所」を記入願います。

◆ 年度ごとの加入のため、昨年度の登録者と変更がない場合でも提出してください。

◆ 随時、追加加入が可能です。申込書の名簿を訂正し、変更後の名簿を市へ提出してください。

◆ 名簿に記載されていない方が防犯活動中にケガ等をされた場合は、ご相談ください。

(2)請求手続きについて

防犯ボランティア保険の請求をされる場合は、ケガや損害の発生後、速やかに防犯課へ事故の状況について、ご連絡ください。市から保険会社へ連絡した後、当事者と保険会社の間で手続きを進めていただきます。

(3)個人情報の利用について

市や保険会社は、保険の手続等に伴い、各団体の登録者名簿を利用しますが、目的外の利用はしません。また、登録者に対しては、個人情報を名簿にし、市や保険会社に提出することに同意を得てください。市では、各団体から名簿が提出された段階で、登載されている各登録者の個人情報利用の同意を得ているものとみなします。

(4)補償内容などについて

①保険概要

市または、町会・自治会、商店会等の団体が実施する防犯活動中に、第三者に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償する「賠償責任保険」と、活動を行っている自身が、その活動中に偶発的な外来(※)事故によってケガなどをした場合に保証する「傷害保険」があります。

※外来：原因の発生が被保険者の身体に内在するものではなく外部にあることを言う。例えば、活動中に脳梗塞で倒れたときは、この保険に該当しません。

②対象者

市または、町会・自治会、商店会等の団体が実施する防犯活動の参加者(在住・在勤・在学)

③補償範囲と補償額

●賠償責任保険(一事故につき) 3,000万円
(免責なし、対人・対物共通)

●傷害保険(一名につき) 死亡、後遺障害 1,000万円
(入院や通院も補償あり)
入院日額 6,000円(180日まで)
通院日額 4,000円(90日まで)

④保険期間

令和 7 年(2025 年)4月1日から令和 8 年(2026 年)3月31日まで
(名簿に記載された登録者全員が、上記期間の対象となります。また、保険の対象となる傷害や賠償責任が加入の前に生じても、加入すれば、4 月 1 日まで遡及して適用されます。)

⑤保険金が支払われないケースについて

防犯活動と無関係の交通事故や、防犯活動中の持病などの疾病を原因とした傷害は保険の対象となりません(単独での活動・ながら見守り活動・防犯設備保守作業等は保険の対象外となります。)

その他にも多様なケースが想定されますが、引き受け保険会社の普通傷害保険約款及び賠償責任保険普通保険約款に基づきます。

～【要確認】学校安全ボランティアの方へ～

令和 7 年度(2025 年度)より学校安全ボランティアとしての活動以外の防犯活動中の事故については、この防犯ボランティア保険で補償を行います。

つきましては、同封している「防犯ボランティア保険加入申込書」にて加入手続きをお願いします。

※令和 6 年度(2024 年度)まで学校安全ボランティアの方については、防犯ボランティア保険への加入については不要とご案内していました。

※学校安全ボランティアの保険と重複して登録していても、倍額の補償が支払われることはありません。

※学校安全ボランティアの登録者名簿は、各学校が管理する個人情報であるため、防犯課では把握できません。
(確認される場合は各学校へお問い合わせください)

3 地域防犯リーダー養成講習会の開催

町会・自治会等の防犯パトロールを、より活発で効果的に活動できるように、地域防犯リーダー養成講習会を開催します。

- (1)内 容 グループによるパトロール活動に役立つ講義及び実技 等
- (2)日 程 令和7年(2025年)11月16日(日)午後1時00分～午後4時45分
- (3)会 場 八王子市役所本庁舎(八王子市元本郷町3-24-1)
801・802 会議室
- (4)募集人数 90名程度
- (5)対象者 自主防犯活動を行うため、パトロールの知識を高めたい方
- (6)講 師 NPO 法人日本ガーディアン・エンジェルズ(予定)
- (7)申し込み方法

別紙3『地域防犯リーダー養成講習会受講推薦書』により、窓口、郵送、FAXまたはEメールで提出してください。

提出期限:令和7年(2025年)8月1日(金)

※市ホームページにおいて様式のダウンロードが可能です。

八王子市トップページ → もしもの時のために → 防災・防犯情報
→ 防犯情報 → 町会・自治会・管理組合への支援
→ 地域における防犯活動の支援概要

二次元コードはこちら→



※町会・自治会等にご推薦いただいた方は全員受講できることとしますので、受講の可否について、町会・自治会長へは連絡いたしません。ただし、定員を超えた申し込みがあった場合は抽選としますので、その結果は受講者ご本人宛に連絡させていただきます。なお、受講者ご本人へのご案内は、開催日の1か月前までに通知します。

- (8)その他
- ・リーダーとして相応しい方を推薦してください。
 - ・受講者の年齢性別は問いません。
 - ・原則として過去に受講したことがある方は対象外ですが、再受講を希望する場合はご相談ください。

4 地域防犯リーダー養成講習会フォローアップ研修会の開催

- (1)内 容 グループによるパトロール活動に役立つ講義 等
- (2)日 程 令和7年(2025年)11月16日(日)午前9時30分～11時30分
- (3)会 場 八王子市役所本庁舎(八王子市元本郷町3-24-1)
801・802 会議室
- (4)対象者 前年度(令和6年度)の地域防犯リーダー講習会修了者
- (5)講 師 NPO 法人日本ガーディアン・エンジェルズ(予定)
- (6)申し込み 9月初旬頃に、上記(4)対象者に個別に通知を行い、申し込みを受け付けます。町会・自治会へ、改めてお知らせはしませんので、ご承知おきください。



5 防犯カメラの設置補助

安全で安心して暮らせるまちづくりを実現するため、町会・自治会・管理組合による地域見守り活動のための防犯カメラ設置に対する費用を補助しています。

【八王子市地域における見守り活動事業補助金概要】

(1)補助対象団体

町会・自治会・管理組合

(2)主な補助条件（団体内で以下について事前に調整いただく必要があります）

- ・地域における合意形成を行うこと
- ・防犯に関する地域見守り活動を月1回以上実施すること
- ・防犯カメラ設置に当たっての運用基準を定めること

(3)補助対象経費（令和7年度の内容のため、次年度以降変更となる可能性があります）

対象経費	補助率	補助限度額
防犯カメラ(モニター、録画装置等を含む。)設備の整備(購入、取付等)に係る経費 ※維持管理等に係る経費は除く ※補助対象となる防犯カメラは、一定区域における犯罪の抑止又は犯罪被害の防止の目的で固定して設置されるもの(モニター、録画装置等を含む)で、当該区域の不特定多数の者の用に供せられる目的とし、継続的に設置・撮影するもので、かつ、映像記録機能を有するものとしします。	23/24 ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。	(1 台あたり) 421,000 円 防犯カメラ専用のポールを設置する場合は、 (1台あたり) 575,000 円 1団体につき 1 台まで

(4)設置希望調査

防犯カメラの設置補助には、地域の合意形成などが条件となり準備に時間を要することから、原則として次年度以降の補助申請となります。

なお、設置に関する相談は防犯課で随時受け付けております。

令和8年度(2026年度)に設置を希望する場合は、別紙4「防犯カメラ設置補助希望調査票」を提出してください。

提出期限:令和7年(2025年)8月29日(金)

※本概要は、令和7年度(2025年度)版です。次年度以降変更となる可能性があります。

6 出前講座＜『防犯』をはじめよう＞

町会・自治会等で実施する防犯講習会などへ、市職員を講師として派遣し、防犯パトロール活動を行う際のポイントや特殊詐欺対策などをお話しします。

内容についてのご相談や出前講座を希望する場合は、防犯課へご連絡ください。

※八王子・高尾・南大沢の各警察署でも、講習会を実施しています。

お問い合わせは、各警察署へ。

※市役所1階防犯課の窓口で、特殊詐欺等の防止啓発DVDを貸し出していますので、お気軽にお問い合わせください。



いかのおすし プラス1(ワン)で不審者事案の早期解決、再発防止！

お子さんは、登下校時や放課後、不審者に出会った場合、「いかのおすし」を実践するよう教えられており、近くの人に助けを求めることを最優先に行います。

その際、早期の110番通報が行われるよう、「いかのおすし」に110番通報をお願いすることに加え「いかのおすし プラス1(ワン)」を八王子市独自の取組として推進しています。

防犯パトロール中等で子どもが助けを求めてきた際は、110番通報にご協力をお願いします。そうすることで、早期の不審者事案の解決、再発防止につながります。

7 自主防犯パトロール活動推進写真展の開催

町会・自治会等の皆様が、地域のために奮闘されている姿を広く市民の方々に知っていただくことにより、参加者のすそ野を広げ、各団体の活性化を図り、本市全体の地域力、防犯力を高めることを目的として、自主防犯パトロール活動推進写真展の開催を予定しています。

(1)写真展の会場及び日程(予定)

- ・市役所本庁舎1階市民ロビー

令和7年(2025年)11月中旬頃の2週間程度

- ・八王子駅南口総合事務所

令和7年(2025年)11月下旬から12月までの2週間程度

(2)題材

町会・自治会等による自主防犯パトロール活動

(3)募集期間等

募集期間や応募方法などについては後日改めて通知します。

皆様の活動を市民の皆様にご覧いただく絶好のチャンスです！
ぜひ、ご出展ください！ 今から活動時に写真を撮って、準備をお願いします。

※なお、提出いただいた写真の中から一枚を選出し、代表として写真展開催中の案内ポスターに使用させていただきます。また、来年度の支援概要(本書)に使用させていただきます場合があります。

(出展作品例)



(写真展の様子)



8 自主防犯活動優良団体の認定

町会・自治会等による自主防犯パトロール活動。その中でも活動が特に優れている団体を、防犯協会からの推薦に基づき、審査のうえ優良団体として認定し、認定書の贈呈などを行います。

また、認定済の団体も含め、防犯活動への取り組みが優れている団体に対して、防犯協会からの推薦に基づき、感謝状の贈呈を行っています。

前年(令和6年(2024年)1月～12月)の活動実績が、主な評価の対象となりますので、管轄の防犯協会へ活動報告書を提出してください。

また、報告書の記載事項や提出方法などに関するお問い合わせは各防犯協会へ。

認定団体	
平成19年度(2007年度)	北野台自治会、小比企町一丁目町会、左入町会、散田東町町会、台町三丁目町会
平成20年度(2008年度)	東町町会、片倉台自治会、片倉町一丁目町会、絹ヶ丘町会、廿里町会
平成21年度(2009年度)	石川町会、打越町会、小比企町二丁目町会、八王子サンランド自治会、明神町一丁目町会
平成22年度(2010年度)	上柚木第2団地自治会、松子舞自治会、明神町二丁目町会、明神町四丁目町会、鍬水町会
平成23年度(2011年度)	上壱分方町神戸町会、絹ヶ丘一丁目自治会、子安町三丁目町会、滝町会、館町町会
平成24年度(2012年度)	北野町町会、高尾町五丁目町会、長沼町東町会、みつゐ台自治会、横川町住宅自治会
平成25年度(2013年度)	宇津木町町会、NEC 平山団地自治会、中野団地自治会、七国一・二丁目町会、明神町三丁目町会
平成26年度(2014年度)	宇津木台東自治会、清川町自治会、南大沢町会、みなみ野三丁目町会
平成27年度(2015年度)	長房町会、七国六丁目町会
平成29年度(2017年度)	大塚日影自治会、上川町中部町会
平成30年度(2018年度)	中野町甲和会
令和元年度(2019年度)	叶谷町会
令和2年度(2020年度)	大塚日向自治会、堀之内町会
令和3年度(2021年度)	片倉町会、長沼町会
令和4年度(2022年度)	高尾紅葉台自治会、南陽台自治会、兵衛一丁目町会
令和5年度(2023年度)	みなみ野五丁目町会

※平成28年度(2016年度)・令和6年度(2024年度)該当団体無し（敬称略、各年度50音順）

9 青色防犯パトロール実施手続の流れ

① 警察署へ申請書の提出

提出書類(管轄の警察署の生活安全課へ)

- ・証明申請書(1号様式)
- ・団体・青色防犯パトロールの概要(2号様式)
- ・青色防犯パトロール実施者名簿(3号様式)
- ・誓約書(4号様式)
- ・青色回転灯を装備する自動車の検査証の写し
- ・青色回転灯の取付位置、灯火の概ねの大きさ、形状が分かる程度の図面又は写真及び光度等が分かる資料(灯火の仕様書等)
- ・団体の名称及び自主防犯パトロール中である旨を表示するステッカーの大きさや形状が分かる資料(写真等)
- ・自主防犯パトロール実施地域の見取図
⇒ 詳細は警察署の担当者にお問い合わせください。

(警察署から)

②証明書・標章・パトロール実施者証を受領

③証明書の交付から 15 日以内に運輸支局等へ申請
車検証に「自主防犯活動用自動車」と記載

※八王子ナンバーの場合

普通車:八王子自動車検査登録事務所
(八王子市滝山町 1-270-2)
TEL:050-5540-2034

軽自動車:軽自動車検査協会東京所管事務所八王子支所
(青梅市新町 6-18-2)
TEL:050-3816-3103

④青色回転灯を取り付けて、青色防犯パトロールの開始



※本冊子は、市のホームページでもご覧いただけます。

- 八王子市トップページ → もしもの時のために → 防災・防犯情報
 - 防犯情報 → 町会・自治会・管理組合への支援
 - 地域における防犯活動の支援概要

二次元コード：



発行：令和 7 年(2025 年)6 月

〒192-8501

八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号

八王子市生活安全部防犯課

電 話 620-7395 FAX 620-7322

E-mail b219200@city.hachioji.tokyo.jp

